

公文書公開請求書

令和5年7月31日

印

越谷市長 福田 晃 様

〒 343 - 0838

住 所 越谷市菰生3-15-36

請求者 氏 名 土屋 公司

連絡先電話番号 090(4849)3390

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

6

越谷市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

<p>公開請求する 公文書の名称 又は内容</p>	<p>(公開請求する公文書が特定できるよう、公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。) 越谷市レイクタウン4-1-4の越谷市行政財産に株式会社SiroProが越谷市保健所へ食品衛生法施行規則第67条により「食品営業許可申請書」の提出がされている。同場所において、「自動車による飲食店営業」を行っているが「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用許可書」の申請する。</p>	
<p>公開の方法</p>	<p><input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>視聴 <input checked="" type="checkbox"/>写しの交付 (<input type="checkbox"/>郵送希望)</p>	
<p>請求者の区分</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所等の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する者 学校の名称 () 所在地 () <input type="checkbox"/> 公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの 利害関係の内容 () <input type="checkbox"/> その他</p>	
<p>備 考</p>	<p>総務課受付印 越谷市 総務課 -5.7.31 受付 第76号</p>	
<p>所 管 課</p>	<p>環境経済部 経済振興課 電話 048-963-4680</p>	

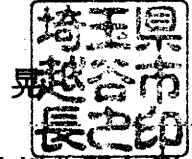
(注) 請求者欄及び太線の枠内のみ記入し、該当する□内にレ印を記入してください。

公文書非公開決定通知書

越経第596号
令和5年(2023年)8月14日

土屋 公 司 様

越谷市長 福 田



令和5年7月31日付けで公開請求のあった公文書については、越谷市情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	越谷市レイクタウン4-1-4の行政財産について、株式会社SiroProが市に提出した行政財産の使用許可に関する文書及び市が株式会社SiroProに対し行政財産の使用を許可した文書
公開しない理由	<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 存否不回答 <input checked="" type="checkbox"/> 文書不存在 <input type="checkbox"/> その他 当該公文書は、当初から取得、又は作成していないため存在しない。
公開することができるようになる期日	
所管課	環境経済部経済振興課 電話 048-967-4680 (直通)
備考	

(注) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。